

都道府県等名: 広島県

目的	目標	目標値			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メ ニュー)	備考	
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度			
I 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 16.7%	21.4%	94%	広島県	16.7%	94%	57,000		
	水産物の安全の確保	貝毒発生監視調査の総実施回数 208回	218回	105%	広島県	208回	105%	396,000		
II 伝染性・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 105.3	123	116%	広島県	105.3	116%	17,474,000		
	養殖衛生管理体制の整備(特別交付型)	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 98.1% 特定疾病(KHV)のまん延防止	96.3%	98%	広島県	98.1%	98%	174,000		
	重要病害虫の特別防除等(一般型)	対象病害虫の調査の総回数 112回	112回	100%	広島県	特定疾病のまん延防止	100%	1,223,255		
総計・総合達成度				総合達成度 % 総合評価			100%	167,000		
								115% A	19,491,255	

国による評価の概要

総合達成度は115%(総合評価:A)であり、事業は適切に実施されたと評価する。

別紙様式第2号-3

目標 農薬の適正使用等の総合的な推進		都道府県等名 広島県		
事業実施期間 平成30年度				
事業の実施方法				
1 農薬の安全使用の推進 6月1日から8月31日までの3か月間を農薬危害防止の重点期間と定め、農薬取締法担当者研修会及び農薬適正使用に係る啓発活動により、農薬使用者への危害防止について周知徹底を図った。 また、この期間中、農薬危害防止講習会を開催し、農薬販売者や農薬使用者に対し、農薬の適切な保管・管理や適正使用に係る啓発を図った。				
2 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬販売者、農薬使用者に対し、立入検査による監視を実施し、農薬の適正な保管・管理について改善指導を行った。 【目標値】 不適切な販売及び使用の発生割合 (算式) (不適切な販売者数/調査実施販売者数+不適切な使用者数/調査実施使用者数) ÷ 2 × 100 ア 販売状況 不適切な販売者数7 / 調査実施販売者数21 × 100 = 33.3% イ 使用状況 不適切な使用者数0 / 調査実施使用者数10 × 100 = 0% (33.3%+0%) ÷ 2 = 16.7% (目標値)				
目標値	現状	達成度	評価	
農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	17.2%	94%	A	
<地区推進事業>				
事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1) 農薬の安全使用の推進	・ 7回 ・ 農薬適正使用に係る啓発活動 年間87回 ・ 立入検査等の指導 販売者21店舗、使用者11名	69,000	34,500	50
(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進		45,000	22,500	50
(計)		114,000	57,000	

事業の成果	
【実施内容】 1 農薬の安全使用の推進 農薬危害防止講習会：5回 (広島市、呉市、福山市、三次市、東広島市 参加人数 合計505名) 農薬取締法担当者研修会：2回 農薬適正使用に係る啓発活動：87回 (講習会：62回、農薬使用者に対する現地指導：25回) 農薬危害防止運動参加者 延べ1,740名 2 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬販売者 実施店舗数：21店舗 改善指導店舗数：9店舗 農薬使用者 実施者数：11名 改善指導者数：0名	
【成果】 農薬の販売者や使用者に対し、農薬の適正使用や適切な保管・管理に係る啓発、立入検査による指導を実施し、農薬の適正使用等について理解を深めた。 ・ 実績値 (9 ÷ 21 + 0 ÷ 11) ÷ 2 × 100 = 21.4% ・ 達成度 (1 - 実績値) ÷ (1 - 目標値) = (1 - 0.214) ÷ (1 - 0.167) × 100 = 94.35% ≒ 94%	
都道府県等による評価の概要 適切に事業が実施されている。	国による評価の概要 農薬販売業者や農薬使用者に対して、農薬の適正な使用や保管管理等の啓発や指導がなされており、おのおの目標を達成していることから、事業は適切に実施されたと評価する。
第三者の主なコメント 広島県農業関係施策検討会議 (第三者会議) (委員については別紙参照) 特に意見なし	

別紙様式第2号-3

目標 水産物の安全の確保		都道府県等名 広島県			
事業実施期間 平成30年度					
事業の実施方法					
1 貝毒発生監視調査					
本県では平成2年に貝毒対策実施要領を制定し、貝毒発生監視及び貝毒検出時の対応を行っている。平成4年に初めて貝毒が発生し、その後は毎年のように二枚貝の毒化が起きていることから、平成30年度においても引き続き、貝毒発生監視調査を検査計画のとおり実施し、食品としての安全性確保を図った。 (検査計画)					
検査対象	かき、アサリ、ムラサキガイ				
検査方法	麻痺性：マウス公定法 下痢性：機器分析法				
検査期間	上期4月～5月、下期10月～3月				
検査定点総数	26 (かき15, アサリ8, ムラサキガイ3)				
検査回数	麻痺性 7回以上 下痢性 1回以上				
監視調査検体数	208回 (麻痺性：182回 下痢性：26回) (内訳 麻痺性：26×7=182回, 下痢性：26×1=26回)				
2 海洋環境調査					
貝毒の原因プランクトンの出現動向を把握するために、定期的なモニタリングにより調査を実施した。					
【目標値】 監視調査実施回数：208回					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
貝毒発生監視調査の総実施数	200回	208回	218回	105%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)	
安全性監視等のための調査分析及び分析機器の整備	貝毒発生監視調査 218回	792,472	396,000	50	

事業の成果

【実施した事業内容】

次の海域で貝毒発生監視調査及び海洋環境調査を実施した。
調査海域：広島湾西部、広島湾北部、広島湾中部、広島湾南部、呉湾、広島湾、三津湾、広島県東部

1 貝毒発生監視調査
検査対象：かき15, アサリ8, ムラサキガイ3計26定点
検査方法：麻痺性-マウス公定法, 下痢性-機器分析法
検査回数：11回 (麻痺性貝毒7, 麻痺性貝毒(臨時)3, 下痢性貝毒1)

海洋環境調査のプランクトン発生状況により、臨時で麻痺性貝毒検査を3回増やした。(検査回数：麻痺性貝毒10回, 下痢性貝毒1回)
監視調査検体数：218回 (麻痺性200回, 下痢性18回)
麻痺性 26定点×10回 - 欠測60定点・回 = 200回
下痢性 26定点×1回 - 欠測8定点・回 = 18回
欠測は、出荷時期外やアサリの生育不良等の理由で検体を用意できなかったため。

2 海洋環境調査

貝毒発生監視調査地点においてプランクトンの発生状況を24回調査した。

【成果】

1 貝毒発生監視調査
実績値：218回 (麻痺性貝毒200回, 下痢性貝毒18回)
達成度：実績値(218) / 目標値(208) × 100 = 105%
貝毒発生監視調査の実施により、的確に毒化状況を把握し、毒化した貝類の流通及び健康被害の発生を未然に防止することができた。

2 海洋環境調査

海洋環境調査の実施により、貝毒原因プランクトンの発生状況を把握し、発生状況に応じた貝毒発生監視調査が的確に行える体制整備に資することができた。

都道府県等による評価の概要

適切に事業が実施されている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議(第三者会議)
(委員については別紙参照)
特に意見なし

国による評価の概要

目標値は達成されており、貝毒発生監視が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

別紙様式第2号-3

目標 家畜衛生の推進		都道府県等名 広島県			
事業実施期間 平成30年度					
事業の実施方法					
●事業内容					
(1) 監視体制の整備 BSE検査・施設賃貸及び家畜衛生関連情報の整備等					
(2) 危機管理体制の整備 防疫演習の開催等					
(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進 農家調査・指導及び家畜伝染病発生時の体制整備等					
(4) 畜産物の安全性向上 動物用医薬品の適正使用・流通の推進等					
(5) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 家畜衛生対策の推進に係る関連機器整備等					
●目標値の考え方					
家畜衛生に係る取組の充実度 105.3					
検査件数について、過去3年間の平均と同程度を計画している。近年、全国的に発生件数が増加している					
白痴病の摘発に重点をおいて検査を行っており、疾病発生件数については、(ほぼ同程度の発生件数を見込んで)いる。なお、特定疾病の集団発生等があった場合は、検査体制を更に拡充させ、家畜衛生の推進を図ることとしている。					
・現状 ・27-29年度伝染性疫病発生件数：95件 ・27-29年度検査件数：10,877件					
・実施後 ・30年度伝染性疫病発生件数：100件 ・30年度検査件数：11,450件					
A：家畜の伝染性疫病の検出率の減少率： $(95/10,877) - (100/11,450) \div (95/10,877) = 0.000$					
B：Aにおける対象疫病の検査件数の増加率： $(11,450 - 10,877) \div 10,877 = 0.053$					
目標値： $100 \times (1+A) \times (1+B) = 105.3$					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜衛生に係る取組の充実度	100	105.3	123.0	116%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)	
(1) 監視体制の整備	BSE検査・施設賃貸及び家畜衛生関連情報の整備等	21,367,670	10,683,000	50	
(2) 危機管理体制の整備	防疫演習の開催等	34,470	17,000	49	
(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進	農家調査・指導及び家畜伝染病発生時の体制整備等	2,094,047	1,047,000	50	
(4) 畜産物の安全性向上	動物用医薬品の適正使用・流通の推進等	1,555,643	777,000	50	
(5) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備	家畜衛生対策の推進に係る関連機器整備等	9,940,320	4,950,000	50	
(計)		34,992,150	17,474,000		

事業の成果 (実施状況)	
(1) 監視体制の整備	ア BSE検査体制強化の推進については、防疫体制の有効性を検証するため48か月齢以上のBSE検査を継続し、死亡牛456頭の陰性を確認した。 イ 家畜衛生関連情報整備については、全国、地域ブロックの家畜保健衛生業績発表会や、家畜疾病に関する研修会などに参加し、家畜衛生情報や対策技術などの情報収集を行った。
(2) 危機管理体制の整備	まん延防止円滑化について、市町・畜産関係団体等を参集し、広域地域へ影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、連絡調整会議を開催した。また、家畜保健衛生所毎に、防疫体制の充実を図るため、演習を行った。
(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進	家畜の伝染性疫病に対する防疫体制の確立について、地域における伝染性疫病の低減による畜産農家の生産性の向上対策のための調査・検査を実施し、予防に必要な知識、対策等の普及啓発を行うとともに、重大な家畜伝染性疫病等の発生に備え防疫資材を整備した。
(4) 畜産物の安全性向上	動物用医薬品の危機管理について、県内の動物用医薬品販売業者から、医薬品等の収去を行い、表示検査及び品質検査を行った。また、医薬品の畜産物への残留防止を図るため、畜産経営及び獣医師に対し医薬品の使用実態調査を行い、適正使用について指導した。さらに、病性鑑定で分離された細菌について、医薬品の使用に起因する薬剤耐性の発現状況に関する検査を行った。これらの検査に係る技術を習得するため、国が開催する研修会に参加した。
(5) 家畜衛生対策の推進にかかわる関連機器の整備	家畜衛生検査機器の検査機能向上のためリアルタイムPCRシステム、冷却遠心機、マルチガスインキュベーター等を整備した。 これらの事業の実施により、家畜衛生の推進を図るとともに、消費者へ供給する畜産物の安全性の確保を推進することができた。引き続き、家畜衛生関係情報の整備や防疫演習等を実施し、伝染性疫病の発生予防・まん延防止を図る必要がある。
(成果)	・現状 27-29年度伝染性疫病発生件数：95件 27-29年度検査件数：10,877件 ・実施後 30年度伝染性疫病発生件数：100件 30年度検査件数：11,899件 ・実績値A：家畜の伝染性疫病の検出率の減少率(a)： $(95/10,877) - (91/11,899) \div (95/10,877) = 0.124$ B：Aにおける対象疫病の検査件数の増加率(b)： $(11,899 - 10,877) \div 10,877 = 0.094$ 充実度(実績値)： $100 \times (1+a) \times (1+b) = 123.0$ 達成度＝実績値/目標値×100＝116%
都道府県等による評価の概要	
適切に事業が実施されている。	
第三者の主なコメント	
広島県農業関係施策検討会議(第三者会議) (委員については別紙参照) 特に意見なし	
国による評価の概要	
目標値は達成されており、適切に事業が実施されたと評価する。家畜衛生をとりまく環境が厳しさを増す中、家畜衛生対策にしっかりと取り組まれており、今後も継続的に取り組まれることを期待する。	

別紙様式第2号-3

目標 養殖衛生管理体制の整備 (一般型)		都道府県等名 広島県			
事業実施期間 平成30年度					
事業の実施方法					
【事業内容】					
1	総合推進会議の開催等 最新の情勢や全国的な防疫指導の動き等を把握するため全国会議等)出席した。				
2	養殖衛生管理指導 養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、本県の養殖経営体に対し、魚病指導研修会を開催、並びに水産用医薬品等の適正使用にかかる巡回指導を行った。				
3	疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生予防及びまん延防止を図るため、特定疾病にかかわる魚病診断や、アユ冷水病等保菌検査を行った。				
【目標値】 養殖衛生管理指導 目標実施経営体数割合：指導実施経営体数 (102) / 経営体数 (104) × 100=98.1%					
【目標値の根拠】					
・経営体数					
①	給餌経営体数	104 (104)			
②	アユ冷水病対策等を行っている内水面漁業協同組合数	88 (88)			
・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数					
		20 (20)			
・養殖衛生指導等を行う経営体数 (実経営体数)					
①	うち指導会議によるもの	4 (4)			
②	うち巡回指導によるもの	102 (102)			
③	その他によるもの	40 (40)			
		52 (52)			
		102 (102)			
※ () 内は、29年度の数値					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖経営体総数に占める割合	98.1%	98.1%	96.3%	98%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
総合推進会議の開催等	養殖衛生対策会議等	56,340	28,170		
養殖衛生管理指導	魚病指導研修会等	65,778	32,889		
疾病の発生予防・まん延防止	特定疾病・アユ冷水病等保菌検査等	226,882	112,941		50
計		349,000	174,000		

事業の成果

【実施した事業内容】

- 最新の情勢や全国的な防疫指導の動き等を把握するため、以下の全国総合推進会議に出席した。
H30.10.11～12 瀬戸内海・四国ブロック魚病検討会出席
H31.3.1 養殖衛生推進会議出席
- 養殖衛生管理指導
・以下の魚病指導研修会を開催し、養殖技術指導を行った。
27 経営体参加 (平成30年8月、12月、平成31年1月)
・水産用医薬品等の使用状況調査
周年にわたり、水産用医薬品等の適正使用指導に係る巡回指導を41経営体に対して実施した。
- 疾病の発生予防・まん延防止
・養殖経営体に対して、魚病診断等を海面28件、内水面7件、実施した。

【成果】

以下のエの経営体に対して上記の養殖衛生管理指導を行ったことにより、養殖魚の安全性が確保され、また、魚病診断及びアユ冷水病保菌検査により、魚病の発生防止及びまん延防止が図られ、健全で安全な養殖魚の生産体制が確保された。

ア 養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合		指導実施経営体数 (105) / 経営体数 (109) × 100=96.3% [実績値]	
イ	経営体数		109
①	給餌経営体数		93
②	アユ冷水病対策等を行っている内水面漁業協同組合数		20
ウ	水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数		4
エ	養殖衛生指導等を行った経営体数 (実経営体数)		105
①	うち指導会議によるもの		27
②	うち巡回指導によるもの		41
③	その他によるもの		105

[達成度] 実績値 (96.3%) / 目標値 (98.1%) =98%

都道府県等による評価の概要

適切に事業が実施されている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議 (第三者会議)
(委員については別紙参照)
特に意見なし

国による評価の概要

目標値はおおむね達成されており、養殖経営体に対する養殖衛生管理指導、疾病の発生予防・まん延防止対策が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

別紙様式第2号-3

目標 養殖衛生管理体制の整備 (特別交付型)		都道府県等名 広島県			
事業実施期間 平成30年度					
事業の実施方法					
1 疾病の発生予防・まん延防止 平成31年2月に県内養殖業者の養魚池で飼育しているニシキゴイがコイヘルペスウイルス病 (KHV) に感染していることを確認したことから、KHV のまん延を防止するため、コイの移動禁止措置を命じた上で、同病に感染しているコイが飼育されていた養魚池の全てのコイの焼却処分及び関連飼育器具等の消毒を実施した。					
【目標値】 特定疾病である KHV のまん延を防止すること。					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
特定疾病のまん延防止	—	特定疾病のまん延防止	特定疾病のまん延防止	100%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
(5) 疾病の発生予防・まん延防止	特定疾病のまん延防止措置	1,223,255	1,223,255	100	
計		1,223,255	1,223,255		

事業の成果

【実施した事業内容】

1 疾病の発生予防・まん延防止

(1) ニシキゴイの焼却処分

コイヘルペスウイルス検査の結果、陽性が確認されたニシキゴイが飼育されていた養魚池のニシキゴイ 1,017.8kg、253尾を焼却処分した。

(2) 養魚池及び関連飼育器具等の消毒

該当する養魚池6面、濾過槽1基及び飼育器具を次亜塩素酸ナトリウムで消毒した。

【成果】

該当施設からのニシキゴイの移動禁止、該当養殖池のニシキゴイの焼却処分並びに、関連飼育器具及び該当養殖池の消毒を実施した結果、当該養殖業者及び周辺の養魚場において、その後、発生がなかったことから、KHV のまん延防止が図られた。

<実績>

特定疾病のまん延防止措置を行ったことにより、KHV のまん延防止が図られた。

<達成度>

目標値である特定疾病のまん延防止は達成できた。
したがって、達成度は、100%である。

都道府県等による評価の概要

適切に事業が実施されている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議
(第三者会議)
(委員については別紙参照)
特に意見なし

国による評価の概要

突然の特定疾病 (KHV) の発生にもかかわらず、特定疾病のまん延防止という目標値が達成されており、事業は適切に実施されたと評価する。

別紙様式第2号-3

<p>目標 重要病害虫の特別防除等</p>		<p>都道府県等名 広島県</p>			
<p>事業実施期間 平成30年度</p>					
<p>事業の実施方法</p>					
<p>【事業の実施方法】 侵入を警戒しているチチュウカイミノバエ, ミカンコミバエ種群, ウリミノバエについて、 県内の主要なかんきつ生産地帯において、フェロモントラップを用いて侵入警戒調査 を実施した。</p>					
<p>【目標値】 チチュウカイミノバエ及びミカンコミバエ種群, ウリミノバエの調査総回数 ・チチュウカイミノバエ 8か月(4月～11月)×7か所 = 56回 ・ミカンコミバエ種群, ウリミノバエ 8か月(4月～11月)×7か所 = 56回 計 112回</p>					
<p>目標値</p>					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
対象病害虫の調査 の総回数	112回	112回	112回	100%	A
<p><地区推進事業></p>					
<p>事業内容及び実績額</p>					
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)	
重要病害虫侵入警 戒調査等の実施	調査総回数 112回	167,000	167,000	100	

事業の成果

【実施した事業内容】

(1)チチュウカイミノバエ

調査地点数：かんきつ生産地帯を中心に7か所

調査回数：4月～11月の8回(概ね月1回程度)

(2)ウリミノバエ, ミカンコミバエ種群

調査地点数：かんきつ生産地帯を中心に7か所

調査回数：4月～11月の8回(概ね月1回程度)

【成果】

チチュウカイミノバエ, ミカンコミバエ種群及びウリミノバエの侵入警戒調査の結果, 発生
は認められなかった。

- ・達成度 実績値/目標値×100=112/112×100=100%

都道府県等による評価の概要

適切に事業が実施されている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議
(第三者会議)
(委員については別紙参照)
特に意見なし

国による評価の概要

目標値は達成されており、重要病害虫
侵入警戒調査について、事業は適切に実
施されたと評価する。